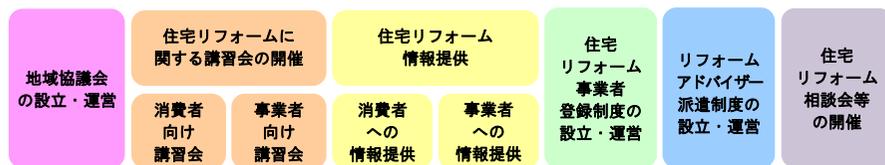


公益社団法人 かながわ住まいまちづくり協会

08. (公社)かながわ住まいまちづくり協会



地域協議会の設立・運営

◆運営・体制

地域住宅リフォーム推進事業の実施にあたっては、住宅等のリフォームに関連する団体、行政機関等の協働・連携により消費者が安心してリフォームを行うことのできる環境の整備を目的として、「社団法人かながわ住まいまちづくり協会」（以下、「まち協」という。平成 25 年 5 月 1 日公益社団法人へ移行）内に専門組織としての「安心リフォーム推進部会」を平成 21 年 5 月に設置し、リフォームに関する情報を提供、研修・交流、調査・研究等を行っている。

◆相談窓口の運営・体制

相談室を横浜市にあるまち協に設置した。相談室は原則として 8 月から 2 月までの土・日・祝日を除く 10 時から 17 時に開設するものとするが、特に必要と認めるときは現地で実施することとした。また、「まち協住まいの相談室 相談員名簿」に掲載した、建築士、マンション管理士、弁護士、宅地建物取引士、司法書士等の各専門家と連携した。

住宅リフォームに関する講習会の開催（消費者向け）

◆リ推協企画の講習会の開催

平成 28 年 10 月 23 日に、相模原市（アリオ橋本グランドガーデン）にて「高齢者・障害者にやさしい住宅リフォーム」セミナーを開催。高齢者・障害者に優しい住宅リフォーム、住まいの安全・バリアフリー等について講義した。バリアフリーフェスタかながわ 2016 と同時開催。参加者は 50 名と盛況であった。



講習会の様子

開催の案内は、神奈川県広報誌「県のたより」に掲載するとともに、HP への掲載、関連団体等に案内を郵送した。また、神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議等での案内、会報、県の地域福祉課の HP への掲載等をお願いした。

住宅リフォームに関する講習会の開催（事業者向け）

◆リ推協企画の講習会の開催

事業者に向けた住宅リフォーム講座「長寿命化リフォームセミナー」を横浜市（神奈川県建設会館）にて平成 28 年 12 月 22 日に開催し、31 名が参加した。



講習会の様子

◆独自の講習会の開催

平成 29 年 1 月 31 日に「高齢者住宅改修施工業者登録のための講習会」を横浜市で開催。8 名の参加者があった。広報は関係団体へ案内をするとともに HP 等も活用した。

住宅リフォーム情報提供（消費者への情報提供）

◆チラシやホームページによる情報提供

住宅関連イベントに参加し、「住宅リフォームガイドブック」等の広報誌をまち協ブース内で展示するとともに、多数のブース訪問者及び関心を寄せた消費者や事業者に対し、説明配布した。ホームページでは、「高齢者向け住宅改修施工業者名簿」を公開し、閲覧できるようになっている。

住宅リフォーム情報提供（事業者への情報提供）

◆事業者向けセミナー情報の提供

神奈川県住宅省エネルギー施工技術講習会等において、セミナーの開催案内等を配布した。

また、高齢者住宅改修施工業者登録のための講習会においては、住宅改修にかかる公的制度についてや、専門機関との連携について等、情報を提供した。

住宅リフォーム事業者登録制度の設立・運営

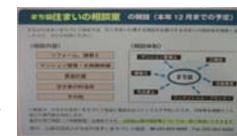
◆ホームページによる情報提供

まち協のホームページにて、まち協・安心リフォーム推進部会の取り組み案内や、高齢者向け住宅改修施工業者登録名簿に登録している住宅リフォーム事業者の検索システム「かながわりフォーム検索 NET」（現在登録事業者 537 社）を公開している。

リフォームアドバイザー派遣制度の設立・運営

◆住宅リフォーム相談事業

まち協の相談コーナーを設置し、必要があればアドバイザーを派遣する「出前相談会」を実施。イベント等においても建築士の相談員を派遣する。平成 28 年 10 月 23 日に相模原市で実施した「バリアフリーフェスタかながわ 2016」においても相談員を派遣した。



住まいの相談室の体制

住宅リフォーム相談会等の開催

◆相談会の開催

イベントでは、平成 28 年 10 月 23 日に相模原市で実施した「バリアフリーフェスタかながわ 2016」相談会を実施。仮設の車椅子模擬体験コーナーの設置、リフォーム事例のパネル展示、リフォームクイズ、住まいのリフォーム相談、バリアフリーリフォーム相談等を行った。



フェスタの様子

一方、「まち協住まいの相談室」を横浜市の神奈川県建設会館内に開設。原則、8 月から 2 月までの土・日・祝日を除く 10 時から 17 時に開設するものとし、複数の専門家が相談に当たる体制を作った。建築士のほか、曜日を決めてマンション管理士や弁護士が常駐する日を作ったほか、必要に応じて宅地建物取引士、司法書士等と連携して相談に当たった。



相談会の様子

相談は電話 45 件、相談室、現地相談者の 12 件、合計 57 件であった。内容は、倒産した工務店への対応等のほか、工事中の工務店への対応、障害のある方のリフォーム相談、生活保護受給と不動産賃貸の相談、高齢者の不動産賃貸の相談、空き家や空き地の活用方法の相談、マンションの改修に関する相談、空き家等の解体工事について等、相談は多岐にわたった。なお、2 回目以降の相談は一部有料としている。



相談会の様子